

群馬大学研究・産学連携推進機構高度人材育成部門高度人材育成センター高度技術研修要項

平成19.12.1 制定

改正 平成22.4.1 平成24.4.1

平成25.4.1 平成28.4.1

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学研究・産学連携推進機構高度人材育成部門高度人材育成センター内規第9条の規定に基づき、高度人材育成センターが開設する高度技術研修（以下「研修」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2 研修は、民間等の技術者及び研究者に対し高度な専門的技術を修得させるとともに、創造性及び先見性に富む人材の育成に寄与することを目的とする。

(研修及び募集人員)

第3 開設する研修及び募集人員は、次に定めるところによる。

材料局所分析の理論と実習 10人

(修了証書)

第4 研修において、所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(講習料)

第5 講習料は、研修の申請を受理するときに徴収し、既納の講習料は返還しない。

2 講習料の額は、次に定めるところによる。

材料局所分析の理論と実習 5,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(事 務)

第6 研修に関する事務は、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(要項の改廃)

第7 この要項の改廃は、研究・産学連携推進機構高度人材育成部門会議の議を経て、研究・産学連携推進機構長が行う。

附 則

この要項は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。